(v)　最初にその職務に就く際に家具及び携帯品を接受国の関税、賦課金、輸入税その他これらに類する租税及び課徴金の免除を受けて輸入する権利並びにその職務の終了の際に家具及び携帯品を接受国の関税、賦課金、輸出税及びその他これらに類する課徴金の免除を受けて輸出する権利

(i)の規定は、センターの職員が締結した契約であって、当該職員がセンターの代理人として契約することが当該契約中に明示的にも黙示的にも示されていないものに係る民事訴訟及び接受国において車両によって生じた事故による損害について第三者が提起する民事訴訟については、適用しない。

(B)　(A)に規定する特権及び免除のほか、運営理事会における締約者の代表、事務局長及び事務局次長は、接受国の領域において国際機関の加盟国の代表及び事務局の長に対して接受国により一般に与えられるその他の特権、免除及び便益を接受国の政府により与えられる。

(C)　この協定のいかなる規定も、接受国の政府に対し、(A)及び(B)に規定する特権及び免除を接受国の国民及び接受国に通常居住している者に対して与えることを求めるものではない。

(D)　この協定のいかなる規定も、(A)及び(B)に規定する者に対して他の協定に基づいて与えられる特権、免除その他の便益を害するものと解してはならない。

第十三条

(A)　ジョージア、キルギス共和国、アルメニア共和国、カザフスタン共和国及びタジキスタン共和国は、第九条(C)及び前三条に定める接受国が負う義務を履行しなければならない。

(B)　この協定の効力発生後にこの協定への加入を希望する国は、事務局長を通じ運営理事会に通告する。同理事会は、同事務局長を通じ当該国にこの協定の認証謄本を送付する。当該国は、同理事会の承認の後この協定に加入することを認められる。この協定は、当該国が加入書を寄託者に寄託した日の後三十日で当該国について効力を生ずる。大量破壊兵器に適用可能な技術、専門的知識又は関連する物質を有する国であって、自国の領域においてISTCが活動を行うことを許可する目的でこの協定に加入するものは、当該目的を加入書に記載するものとし、この協定に加入することにより、第九条(C)及び前三条に定める接受国が負う義務を履行しなければならない。

第十四条

(A)　この協定は、その効力発生の後二年で締約者によって再検討される。その再検討には、締約者による資金面での約束及び支払を考慮に入れる。

(B)　この協定は、この協定から脱退した締約者及び(C)の規定に従って脱退の意思の通告を行った締約者以外の締約者の書面による合意により改正することができる。脱退の通告を行った締約者は、当該脱退が有効となる前に当該脱退を撤回する場合には、当該脱退の通告を行った日の後に効力を生じたこの協定の改正に拘束される。

(C)　締約者は、寄託者に対して書面による通告を行った日の六箇月以上後にこの協定から脱退することができる。

第十五条

(A)　この協定の適用又は解釈に関連する疑義又は紛争は、締約者間の協議の対象となる。

(B)　協議を通じて問題が解決されない場合には、全ての関係する締約者は、他の紛争解決手続(例えば、調停、仲介、仲裁)に当該問題を付することに共同で合意することができる。

第十六条

この協定のいかなる規定も、この協定により別段の改正が行われる場合を除くほか、ISTCが千九百九十二年協定により設立された政府間機関として継続すること(既存のISTCの支部の運営を含む。)を妨げることを意図するものではなく、また、ISTCの既存の契約、贈与その他法的な文書及び取決めの有効性に影響を与えるものではない。

第十七条

(A)　この協定は、一の締約者として行動する欧州連合及びユーラトム、ジョージア、日本国、ノルウェー王国、キルギス共和国、アルメニア共和国、カザフスタン共和国、大韓民国、タジキスタン共和国並びにアメリカ合衆国による署名のために開放しておく。

(B)　この協定は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

(C)　この協定は、寄託者が(A)に定める国並びに一の締約者として行動する欧州連合及びユーラトムから批准書、受諾書又は承認書のうち最後の文書を受領した日に効力を生ずる。

(D)　この協定は、その効力発生の時から、暫定的適用議定書に代わるものとする。締約者は、その時に千九百九十二年協定を暫定的に適用することを終止する。

第十八条

この協定の寄託者は、センターの事務局とする。寄託者への全ての通告は、センターの事務局長に対して行われる。寄託者は、千九百六十九年五月二十三日の条約法に関するウィーン条約第七十七条の規定に従ってその義務を履行する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年十二月九日にアスタナで、ひとしく正文であるアルメニア語、英語、フランス語、ジョージア語、ドイツ語、日本語、カザフ語、韓国語、キルギス語、ノルウェー語、ロシア語及びタジク語により作成した。二以上の言語の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

(署名欄は省略)

○農林水産省告示第千七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市建花寺字高薮一六一七、一六一八、一六四二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　保安林の所在場所　北海道釧路郡釧路町字達古武六の三、一〇の九〇、一〇の一七六、一〇の一七七、一〇の二四六、二七の八、二七の一〇から二七の一二まで、二七の一七から二七の一九まで、二七の二七、二七の二八、二七の一四一、二七の一四五、二七の一六二から二七の一六七まで、二七の二二二、二七の二二六、二七の二四六、二七の二五四、二七の二五七、二七の二六一から二七の二六三まで

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　北海道浦河郡浦河町字東幌別一九三地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、河東郡上士幌町字居辺一一六の一地先・一一六の一・一一七の一(以上一筆地先二筆について次の図に示す部分に限る。)

二　(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　保安林の所在場所　北海道空知郡上砂川町字朔二九一の一・二九二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)